

船舶事故調査報告書

平成27年9月17日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年7月12日 10時08分ごろ
発生場所	山口県下松市小島南東方沖 <small>おおみなせ</small> 大水無瀬島灯台から真方位284° 3.40海里（M）付近 （概位 北緯33° 56.94′ 東経131° 51.89′）
事故調査の経過	平成26年7月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 <small>ライズ</small> RIZE、3.2トン 294-24418山口、個人所有 9.05m（Lr）×2.71m×0.76m、FRP ディーゼル機関、235kW、平成4年11月 B 漁船 ハヤシ丸、1.9トン YG3-52233（漁船登録番号）、個人所有 8.20m（Lr）×2.48m×0.79m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和61年12月20日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 31歳 一級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成23年2月17日 免許証交付日 平成23年2月17日 （平成28年2月16日まで有効） B 船長B 男性 43歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年9月17日 免許証交付日 平成21年10月8日 （平成26年10月12日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板及び船底に擦過傷 B 船尾部左舷外板に破口及び機関等に濡損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、山口県下松市笠戸島北東岸沖を約16ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で南東進し、笠戸島 <small>かまいし</small> 鎌石岬北東方沖で予定進路上に他船がいな

	<p>いことを目視及び1.5Mに設定したレーダーで確認したのち、針路を南西方に転じて航行した。</p> <p>船長Aは、針路を南西方に転じた際、予定針路上に他船を認めなかったため、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、右舷後方を向き、釣り客と釣りの話をしていたところ、平成26年7月12日10時08分ごろ、小島南東方沖で衝撃を感じて船首方を確認すると、A船の船首部がB船の船尾部左舷側と衝突して操舵室付近まで乗り上げていることに気付いた。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、小島南東方沖で、時折機関を前進にかけながら建網漁の揚網作業を行っていた。</p> <p>B船は、船首を南西方に向け、機関を中立運転とし、船首甲板右舷側で、船首方を向き、巻上げ用ローラを使って揚網作業を行っていたとき、船長Bが、船尾方からエンジン音が聞こえたので船尾方を振り返ったところ、B船に接近して来るA船を至近に認めたものの、どうすることもできず、危険を感じて海に飛び込んだ直後、A船と衝突し、右舷側に転覆した。</p> <p>船長Bは、A船に救助された。</p> <p>A船は自力で航行して、B船は僚船にえい航されて、それぞれ帰港した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、A船が、約16knの速力で航行する際、船首が浮上して船首方に死角を生じるので、日頃、船首を左右に振って船首方の見張りを行っていた。</p> <p>船長Bは、揚網作業中、網をたぐり寄せながら漁獲物を外さなければならぬので、周囲の見張りをする余裕がなかった。</p> <p>船長Bは、本事故当日、建網を約2,000m入れていた。</p> <p>B船は、本事故時、鼓形形象物及び円すい形形象物を表示していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、小島南東方沖を南西進中、船長Aが、針路を南西方に転じる際、予定針路上に他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、右舷後方を向いて釣り客と会話し、見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>B船は、小島南東方沖で漂泊して揚網中、船長Bが、機関を中立運転とし、船首甲板右舷側で、船首方を向き、巻上げ用ローラを使って揚網作業を行っていたとき、船尾方からエンジン音が聞こえたので船尾方を振り返ったところ、接近して来るA船を至近に認め、危険を感じて海に飛び込んだ直後、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、小島南東方沖において、A船が南西進中、B船が漂泊して揚網中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、右舷後方を向いて釣り客と会話し、見張りを適切に行っていなかったため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。 ・ 作業中は、法定の灯火又は形象物を表示すること。

付図1 事故発生経過概略図

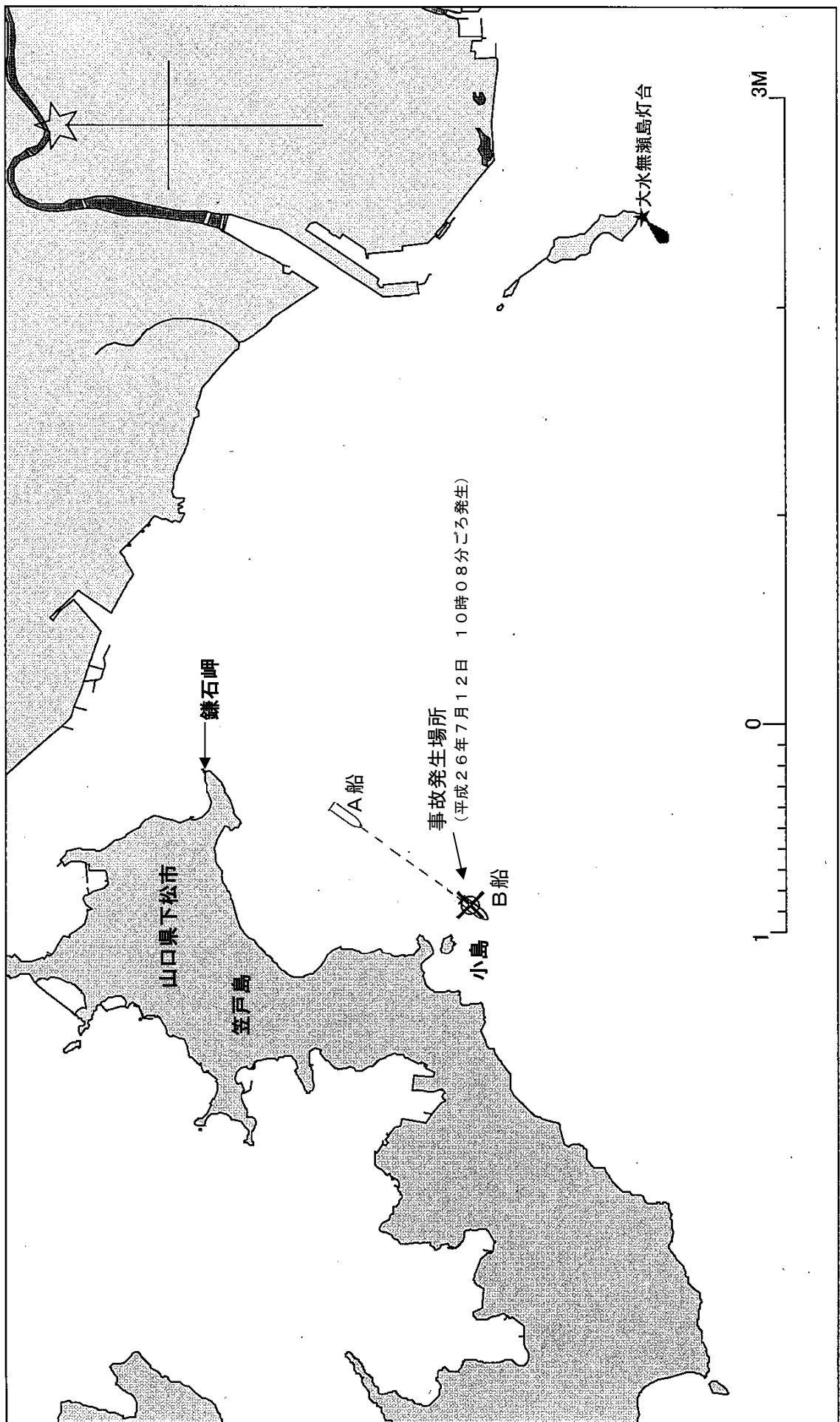


写真1 A船の損傷状況



損傷箇所

写真2 B船の損傷状況

